

（共通編）

頁	該当箇所	備考
P4 第1部 第1章 第3節 基本理念及び基本方針	1. 基本方針 (1) ～ (2) (略) (3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策 男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、 <u>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</u> に対し十分配慮します。 特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、ともすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきます。	表現の修正
P11 第1部 第2章 第1節 仙台市の概況	4. 社会概況と主な災害リスク (1) (略) (2) 台地 商業・業務機能や行政・教育機関などの都市機能が集積する都心地域であり、仙台駅を基点として、バス路線が放射状に広がるほか、骨格的な交通機関である地下鉄南北線、 <u>地下鉄東西線</u> 、JR 線などに加えて、 <u>平成 27 年度には地下鉄東西線が開業する予定となつてが整備されています</u> 。小売、サービスや飲食・宿泊業などが集積するこの地区においては、昼間人口と夜間（常住）人口に大きく差が生じることから、東日本大震災においては、公共交通機関の途絶等により職場等から帰宅することができない帰宅困難者が多数発生しました。	地下鉄東西線の開通による修正
P14 第1部 第2章 第2節 想定される災害	1. 本市において想定される地震 我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震防災対策もこの枠組に含まれ、こうしたものの中に地震調査研究も位置づけられています。このような地震調査研究は、政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震・防災研究課）から、様々な調査結果や研究成果に基づき、「長期評価」として主要な活断層で発生する地震や海溝型地震について、地震の規模（マグニチュード）、一定期間内に地震の発生する確率などを長期的な観点で評価したものが、公表されています。 政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震（活断層）の 2 種類の長期評価があります。本市に大きな影響を与える地震活動として、前者の海溝型地震としては、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）（平成 23 年 11 月）の中で、① 東北地方太平洋沖型地震、② 宮城県沖の地震、③ 三陸沖南部海溝寄りの地震があり、後者の陸域の浅い地震としては、平成 14 年 2 月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとします。 <u>なお、これまでに本市において実施した被害想定としましては、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成 14 年度仙台市地震被害想定調査報告書（平成 14 年 12 月）」とがあります。</u>	表現の修正
P20 第1部 第2章 第2節 想定される災害	2. 本市において想定される風水害等 (1) ～ (2) (略) (3) 暴風や竜巻等突風による風害 ア 暴風 平均風速 15～20m/s の風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。また、風で飛ばされてきたもので電線が切れて停電したり、風速が 40m/s を超えると電柱が倒れたりすることがある。 <u>さらに、台風の周辺では、暖かい空気が流れ込み大気の状態が不安定となり、活発な積乱雲が発生して竜巻等の激しい突風を伴うことがある。</u> イ 突風 <u>主に台風や前線などに伴う発達した積乱雲から発生する一時的に強く吹く風であり、家屋の損壊などの大きな被害をもたらすことがあります（じん旋風を除く）。</u>	表現の修正

<p>P20-23 第1部 第2章 第2節 想定される 災害</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(1) 風水害等発生時の気象特性</p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っています。月降水量の平均値(過去10年間)をみると、平均的に7月～9月に降水量が多くなっていることがわかります。(図1)</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月、9月であることがわかります。(図2)</p> <p>さらに、最大1時間雨量降水量から、降雨強度が大きい豪雨豪雨災害をもたらす様な激しい雨も7～9月に発生していることがわかります。(図3)</p> <p>災害を引き起こした気象現象としては、台風・低気圧が多く、特に大規模水害は台風もしくは台風くずれのから変わった低気圧によることが多く、これらによりもたらされる強風や降雨に注意する必要があります。い</p> <p>これまでの水害傾向としては、長時間にわたりった雨が降り続けると大規模水害に結びつきやすく、その一方で、内水氾濫や小規模な水害は、短時間の降雨強度が大きいに激しい雨が降った場合が多いです。</p> <p>また、降雨集中地区が山地部か平地部かという降雨パターンの違いによって、氾濫形態が大きく異なります。</p> <p>風害は、竜巻などの激しい突風やその他の強風によるもの等様々な形態があります。強風による災害は台風や発達した低気圧によりもたらされ、竜巻などの激しい突風は台風が発生していなくても発達した積乱雲から発生します。</p> <p>土砂災害は、集中豪雨により発生する場合や、降雨強度は小さくても長時間の降雨長雨によっても発生する場合があります。さらに地震が誘因となって発生する場合があります。その他、地すべりやがけ崩れの特徴として、春季の融雪が誘因となることが知られています。</p> <p>本市における降水量と風速の既往最大値を下表に示します。仙台管区気象台では、日降水量の最大が312.7mm、日最大1時間降水量の最大が94.3mmでいずれも昭和23年9月16日に観測されていますが、これはアイオン台風によるもので、市内約3,000戸に被害が発生しています。月最大24時間降水量は381.0mmが既往最大値でありすが、これは昭和61年台風第10号及びこれから変わった低気圧によるもので、この豪雨により昭和61年8月5日水害が発生しています。</p>	<p>表現の修正</p>																																											
<p>P25 第1部 第2章 第2節 想定される 災害</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれがある区域</p> <table border="1" data-bbox="478 1605 1522 2769"> <thead> <tr> <th>計算対象</th> <th>降水量</th> <th>確率年</th> <th>作成主体</th> <th>指定・作成年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七北田川 (赤生津大橋から海まで)</td> <td>24時間降水量 351mm</td> <td>100年</td> <td>宮城県</td> <td>平成17年6月7日</td> </tr> <tr> <td>七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)</td> <td>24時間降水量 351mm</td> <td>100年</td> <td>宮城県</td> <td>平成28年5月24日</td> </tr> <tr> <td>梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)</td> <td>1時間雨量降水量 76.6mm</td> <td>30年</td> <td>宮城県</td> <td>平成21年6月5日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)</td> <td rowspan="2">2日間雨量降水量 388.4mm</td> <td rowspan="2">150年</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td>平成13年11月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)</td> <td>宮城県</td> <td>平成17年10月18日</td> </tr> <tr> <td>名取川 (名取川頭首工から海まで)</td> <td>2日間雨量降水量 362.8mm</td> <td>150年</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td>平成13年11月30日</td> </tr> <tr> <td>旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)</td> <td>24時間降水量 351mm</td> <td>80年</td> <td>宮城県</td> <td>平成28年5月24日</td> </tr> <tr> <td>内水氾濫</td> <td>平成2年9月2019 日 1時間雨量降水量 72.071.5mm</td> <td>過去50年における 最大1時間雨量</td> <td>仙台市</td> <td>平成25年6月28日</td> </tr> </tbody> </table>	計算対象	降水量	確率年	作成主体	指定・作成年月日	七北田川 (赤生津大橋から海まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成17年6月7日	七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成28年5月24日	梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1時間 雨量降水量 76.6mm	30年	宮城県	平成21年6月5日	広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 雨量降水量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日	広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	宮城県	平成17年10月18日	名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間 雨量降水量 362.8mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日	旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	80年	宮城県	平成28年5月24日	内水氾濫	平成2年9月 2019 日 1時間 雨量 降水量 72.071.5 mm	過去50年における 最大1時間雨量	仙台市	平成25年6月28日	<p>表現の修正</p> <p>水位周知河川の追加</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>水位周知河川の追加</p> <p>誤記の修正</p>
計算対象	降水量	確率年	作成主体	指定・作成年月日																																									
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成17年6月7日																																									
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成28年5月24日																																									
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1時間 雨量降水量 76.6mm	30年	宮城県	平成21年6月5日																																									
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 雨量降水量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日																																									
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)			宮城県	平成17年10月18日																																									
名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間 雨量降水量 362.8mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日																																									
旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	80年	宮城県	平成28年5月24日																																									
内水氾濫	平成2年9月 2019 日 1時間 雨量 降水量 72.071.5 mm	過去50年における 最大1時間雨量	仙台市	平成25年6月28日																																									

<p>P35</p> <p>第1部</p> <p>第2章</p> <p>第3節 過去の災害による被害</p>	<p>ウ ライフライン等の被害</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 下水道</p> <p>沿岸部の下水道施設は、津波により機械・電気設備の水没や流失、構造物の破損などにより、機能が停止する甚大な被害を受け、内陸部では、地震の揺れや地滑りにより、管渠の破損や液状化によるマンホールの浮上、ポンプ場建屋が傾くなどの被害が生じました。</p> <p>発災直後は、南蒲生浄化センターは自然流下による簡易処理を行い、沿岸部のポンプ場は瓦礫の撤去や仮設ポンプにより排水機能を応急的に確保しました。また、内陸部では、主要ポンプ場の燃料確保による自家発電設備の運転継続や、バキューム車による応急的な排水対応などにより、仙台市街地での汚水溢水を防止し、下水道の使用制限に至る事態を回避することができました。</p> <p>一方、仙台市北部の汚水を処理する仙塩浄化センター（宮城県が設置・管理）は、津波による被害を受けた影響により多賀城市内で汚水が溢水したため、宮城県が要害川に緊急の汚水放流施設を設置し、多賀城市街地での汚水溢水の拡大防止策を講じました（要害川への汚水放流は、ありませんでした）。</p> <p>南蒲生浄化センターについては、平成24年1月から暫定的な水処理（接触酸化法）を実施し、平成27年度末までに本復旧工事を完成させる予定です。平成28年4月より新水処理施設の全系列を稼働している。</p>	<p>時点修正</p>						
<p>P55</p> <p>第1部</p> <p>第3章</p> <p>第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱</p>	<p>1. 仙台市及び宮城県</p> <table border="1" data-bbox="478 991 1690 1092"> <tr> <td data-bbox="478 991 737 1092">宮城県</td> <td data-bbox="737 991 1690 1092">1～8 (略) 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10～17 (略)</td> </tr> </table>	宮城県	1～8 (略) 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10～17 (略)	<p>表現の修正</p>				
宮城県	1～8 (略) 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10～17 (略)							
<p>P58</p> <p>第1部</p> <p>第3章</p> <p>第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱</p>	<p>4. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="478 1308 1690 1656"> <tr> <td data-bbox="478 1308 737 1433">東日本高速道路(株) (仙台管理事務所、仙台東管理事務所)</td> <td data-bbox="737 1308 1690 1433">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1433 737 1558">独立行政法人地域医療機能推進機構 (北海道東北地区事務所)</td> <td data-bbox="737 1433 1690 1558">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1558 737 1656">日本建設業協会 連合会 東北支部</td> <td data-bbox="737 1558 1690 1656">(略)</td> </tr> </table>	東日本高速道路(株) (仙台管理事務所、 仙台東管理事務所)	(略)	独立行政法人地域医療機能推進機構 (北海道東北地区事務所)	(略)	日本建設業協会 連合会 東北支部	(略)	<p>組織改正</p> <p>組織改正</p> <p>誤記の修正</p>
東日本高速道路(株) (仙台管理事務所、 仙台東管理事務所)	(略)							
独立行政法人地域医療機能推進機構 (北海道東北地区事務所)	(略)							
日本建設業協会 連合会 東北支部	(略)							
<p>P64-67</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第2節 家庭や事業所で災害に備える</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 建築物の耐震性の向上</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊により多くの命が奪われ、また、その後も平成16年10月に発生した新潟県中越地震などで同様の被害が見られました。国は平成18年1月に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成27年度末までに少なくとも9割とすることを目標とし、この目標について本市では、平成20年4月に「耐震改修促進計画」を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきました。東日本大震災においても建築物に相当数の被害がありましたが、耐震改修工事を実施した建築物については一定の効果が見られ、また、市民の防災に対する関心も高まっていることから、さらなる減災を目指し耐震化を促進します。</p> <p>本市は、安全・安心な都市の実現を目指して、平成20年4月に「仙台市耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）」を策定し、建築物の耐震改修の促進を中心とする様々な支援や啓発等の取り組みを行い、建築物の耐震化を推進してきました。平成23年の東日本大震災では、地震による建築物の倒壊は少なかったことから、これまでの耐震化を促進する取り組みには一定の効果が見られましたが、大地震への対策は全国的にも急務とされており、国は、平成25年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、耐震化率の目標の引き上げや不特定多数の者が利用する建築物の耐震診断の義務化等を行い、耐震化の一層の促進を図っています。</p> <p>本市は、これらの背景を踏まえるとともに、前計画の実績と課題を検証し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成32年度末までに少なくとも95%とすることを目標とした「仙台市耐震改修促進計画（平成28年度～平成32年度）」を平成28年4月に定め、地震に強い都市づくりに向けて、さらに耐震化を促進します。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 高層建築物における長周期地震動対策</p> <p>高層建築物においては、長周期地震動により大きな揺れが生じるため、国で現在検討中の技術的な基準に従って、所有者等に対し長周期地震動対策を講じるよう周知及び啓発に努めます。</p>	<p>仙台市耐震改修促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定</p>						

	<p>65. 生け垣への転換</p> <p>76. 自動販売機等の転倒防止</p> <p>87. エレベーター及びエスカレーター対策</p> <p>98. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防</p>	
<p>P69-70</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第2節 家庭や事業所で災害に備える</p>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】</p> <p>大雨による河川氾濫、地下施設への浸水、がけ崩れ等の土砂災害、暴風時による樹木の横倒し、屋外看板等の落下など、風水害による被害は、災害の特徴により様々です。</p> <p>また、近年では局地的大雨(ゲリラ豪雨)による建物や土地への浸水、竜巻などの激しい突風による家屋倒壊や飛散物の被害についても危惧されています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は、次の対策に努めます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市民、企業、地域団体等が行う安全対策</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 竜巻などの激しい突風や局地的大雨(ゲリラ豪雨)等、突発的に発生し甚大な被害をもたらす災害の安全対策においては、上記の施設等の整備に加え、緊急時の避難行動について十分に確認しておく必要があります。</p> <p>洪水による浸水想定区域内や土砂災害危険箇所の側に自宅や事業所がある場合も、同様に確認しておく必要があります。(第5節「安全を確保するための行動を確認する」参照)</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P77</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第3節 「防災・減災」を学ぶ・伝える</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. ～6. 略</p> <p>7. <u>仙台市地域防災リーダー(SBL)の育成養成・支援</u></p>	<p>表現の修正</p>
<p>P78-79</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第4節 情報を入手する方法を知る・確保する</p>	<p>【参考】情報収集の方法</p> <p>災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は防災情報や避難情報等を確実に把握できるよう、平時から情報収集の方法を確認し、家族や地域で共有してください。</p> <p>また、災害に遭遇した場所や状況によって、全ての方がこれらの手段から一律に情報を入手できるとは限らないことから、確実に情報を入手するために、複数の手段を確認しておきましょう。</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. <u>仙台市避難情報ウェブサイト</u></p> <p><u>災害時に地域に発表されている避難勧告等や最寄りの避難所をホームページで確認することができます。</u></p> <p>http://hinan.city.sendai.jp/</p>	<p>表現の統一</p> <p>情報伝達手段の追加</p>
<p>P80</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法等を平時から確認しておきます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市民や企業、地域団体等は、避難情報(準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))の意味を正しく理解しておきます。</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p>
<p>P87</p> <p>第2部</p> <p>第1章</p> <p>第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き(暫定版)」は、平成2329年44月に第4版を全戸配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。</p> <p>市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解するよう努めてください。</p> <p>(資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示(緊急)」を、津波警報が発表された場合に「避難勧告」を発令する区域です。 ● 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示(緊急)」を発令する区域です。 	<p>時点修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p>

<p>P87-88 第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 風水害 河川氾濫や土砂災害等の風水害については、気象情報、河川の水位、土砂災害の兆候等から発生危険性を予測することで、地震・津波災害に比べて、発生までに行動時間が確保できる場合があるため、気象情報や避難勧告等の情報を確認し、被害が発生する前に安全な場所へ避難することが重要です。</p> <p>一方で、近年では竜巻などの激しい突風や局地的大雨(ゲリラ豪雨)など、被害発生までの時間的猶予が少ない災害も増えており、周囲の被害状況に応じて安全な避難方法を選択する必要があります。</p> <p>ア 風水害時の行動のポイント</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 竜巻が発生した時、あるいは大雨による浸水やがけの崩落等が既に始まっている時など、屋外への避難を行うことでかえって命に危険が及ぶおそれのある場合は、自宅の安全な場所(2階以上、崖から離れた部屋、窓などから離れた場所等) (竜巻などの激しい突風が発生したときは家の1階で中心部に近くて窓のない部屋、浸水やがけの崩落等が既に始まっているときは2階以上で崖から離れた部屋等) に待避します。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
<p>P95 第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る</p>	<p>2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 社会福祉施設等の役割 社会福祉施設等は、災害時における入所者及び通所者の安全を確保するため、次の事項について整備・対応を行います。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防災マニュアルの作成 災害発生時の入所者等の安全を迅速に確保するため、入所者等の安否確認、救急救護、避難誘導等、具体的な応急対策について記載した防災マニュアルを作成します。</p> <p>併せて、洪水による浸水や土砂災害による被害が予想される地域内の施設では、市が発令する避難情報勧告等に基づき速やかに避難が行えるよう、避難時期や方法を明確にした避難確保計画を作成します。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P96 第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る</p>	<p>3. 避難所の運営【市民・地域団体等】</p> <p>東日本大震災では、仙台市内の多くの避難所が開設され、多い日には市内で10万人を超える避難者を受け入れました。こうした状況の中で、行政の人的支援が滞った反面、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等が互いに支えあい、助け合う等の「共助」の力が発揮されました。</p> <p>市では、行政の支援体制の強化と共に、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等と連携した避難所運営体制の整備を進めます。市民や地域団体等は、各自の役割を十分に理解し、災害時には主体的、積極的に避難所運営を行います。</p> <p>(1) 避難所の運営体制</p> <p>ア ～ ウ (略)</p> <p>エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女のニーズ性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮します。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P102 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>3. 避難場所等の区分【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等(指定緊急避難場所)と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所(指定避難所)を指定する。</p> <p>(資料6-5「指定緊急避難場所一覧表」参照) (資料〇-〇「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照)</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所(指定緊急避難場所)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波避難施設・津波避難場所 (略)</p> <p>※1 「避難施設」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、主にかさ上げ道路より西側の避難者が避難する施設として、タワー型を基本とし、消防団施設併設</p>	<p>資料の追加</p> <p>時点修正</p>

	<p>の場合はビル型として整備する6カ所、ビル型（消防団施設併設）5カ所、津波避難屋外階段2カ所を整備した。</p> <p>※2 「避難の丘」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」及び「海岸公園復興基本計画」等に基づき、かさ上げ道路より東側の海岸部の避難者が避難する場所として整備するした。</p>	表現の修正
P105 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備	<p>4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地を含む避難所については、土砂災害及びび水害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館が土砂災害警戒区域に含まれる場合又は浸水想定区域内の場合は使用不可としている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難情報勧告等を発令するとともに、発令対象地域（5kmメッシュ）の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料10-12「土砂災害危険警戒区域等一覧」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 津波避難エリア内の避難所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内については、3に記載のとおり、津波から緊急に身の安全を守るための避難施設等を確保する。 津波警報等が発表された場合は、エリア外への徒歩による避難を原則として、避難勧告等指示(緊急)の発令により住民等の迅速な避難を促すとともに、必要に応じてエリア外の安全な避難所を開設する。 (資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</p>	表現の統一 誤記の修正 避難勧告等に関するガイドラインの修正
P108 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	<p>1. 津波避難エリアの設定 【危機管理室】</p> <p>(1) 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示 (緊急)」が発令され、また、津波警報が発表された場合に「避難勧告」が発令され、避難を要する区域をいう。</p> <p>(2) 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示 (緊急)」が発令され、避難を要する区域をいう。 (資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</p>	避難勧告等に関するガイドラインの修正
P109 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	<p>4. 避難のための施設整備 【危機管理室、建設局】</p> <p>津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等を行う。</p> <p>(1) 津波避難施設等の整備・確保 (略) ※1 「避難施設」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、主にかさ上げ道路より西側の避難者が避難する施設として、タワー型を基本とし、消防団施設併設の場合はビル型として整備する6カ所、ビル型（消防団施設併設）5カ所、津波避難屋外階段2カ所を整備した。</p> <p>※2 「避難の丘」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」及び「海岸公園復興基本計画」等に基づき、かさ上げ道路より東側の海岸部の避難者が避難する場所として整備するした。</p>	時点修正 表現の修正
P109-110 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	<p>5. 情報伝達体制の整備 【危機管理室、消防局、各区】</p> <p>津波発生時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に重要である。津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達し、確実な避難行動につなげるため、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図る。</p> <p>(1) 仙台市津波情報伝達システム (略)</p> <p>(2) ヘリコプター、消防車両（消防局）及び広報車（各区）による巡回広報 —(略)—</p> <p>(3) 町内会等への連絡 —(略)—</p> <p>(4) 報道機関との連携 —(略)—</p> <p>(5) 柱の都防災メール —(略)—</p>	順序の修正

	<p>(6) 緊急速報メール —(略)—</p> <p>(7) SNS (ツイッター) —(略)—</p> <p><u>(2) 報道機関との連携</u> 「災害時における放送要請 (協力) に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難勧告等の放送の要請を行う。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」)</p> <p><u>(3) 社の都防災メール</u> (略)</p> <p><u>(4) 緊急速報メール</u> 電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により津波警報 (特別警報)、津波警報等及び避難勧告等の情報配信を行う。津波警報等が発表された場合に、避難指示 (緊急) をより多くの市民の方に迅速に伝達するため、携帯電話等へ緊急速報メールを配信する。</p> <p><u>(5) SNS (ツイッター)</u> (略)</p> <p><u>(6) 仙台市避難情報ウェブサイト</u> 災害時に地域に発表されている避難勧告等や最寄りの避難所をホームページに掲載する。</p> <p><u>(7) ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報</u> ヘリコプターによる上空からの広報、消防車両及び広報車により、避難の呼びかけ、勧告・指示 (緊急) 等の巡回広報を行う。 地上における広報活動隊等の安全を図りつつ広報活動を適切に行うため、津波警報等が発表された場合に被害が予想される区域の住民等に対して行う広報は、下記の要領に基づいて実施する。 (資料 4-22「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」参照) (資料 4-23「津波警報等発表時における津波警戒関係区の避難広報等活動要領」参照)</p> <p><u>(8) 町内会等への連絡</u> (略)</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の修正</p> <p>情報伝達手段の追加</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p>				
<p>P113 第2部 第2章 第3節 風水害災害 の予防</p>	<p>3. 河川の整備 (東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、仙台市建設局)</p> <p>(3) 河川の巡視 水防管理者及び消防局長が河川堤防の定期巡視を行うほか、建設局河川課、下水道調整課、管路建設課及び下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関の協力を得て随時巡視を行う。 なお、水防上危険な箇所を発見したときは、各河川管理者に必要な措置を求めるものとする。 水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者及び巡視者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者 (仙台河川国道事務所、仙台土木事務所) に連絡するものとする。 なお、巡視は、消防局警防課が建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関と共同で実施するものとする。</p>	<p>仙台市水防計画の記載との統一</p>				
<p>P114 第2部 第2章 第3節 風水害災害 の予防</p>	<p>2. 公共下水道 (雨水) の整備 [建設局] 本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。 このような状況に対応するため、平成12年11月に策定した「仙台市下水道基本計画」では、「雨に強い街づくり」を目指し、「総合的な雨水対策の推進」を重要な施策として取り組んでいる。 総合的な雨水対策は、これまでの雨水の速やかな排除に加えて、貯留・浸透施設設置による雨水流出抑制策や降雨時の緊急対策といった4つの事業を連携して行うことにより、雨水対策をより効果的に進めるものである。 また、その一環として雨水の流出抑制に対する全庁的な取り組みを進めるため、平成12年5月に設置された雨水対策委員会 (委員長：副市長) の検討を経て、平成13年6月に仙台市雨水流出抑制実施要綱を制定している。 平成27年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」では、災害に対して安心して安全に暮らせるまちづくりに貢献するため防災の方針を示しており、施策の1つである浸水対策については、「雨水排水施設整備の効率的な推進」、「雨水流出抑制対策の推進」、「自助・共助の取組み」、「雨水施設の適切な管理」の実施により総合的な浸水対策を進めることとしている。</p> <p style="text-align: center;"><雨水対策の方策・事業></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px;">方</td> <td style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px;">策</td> <td style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px;">事</td> <td style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px;">業</td> </tr> </table>	方	策	事	業	<p>仙台市下水道マスタープランの策定</p>
方	策	事	業			

排水能力の向上	下水道事業（管渠・ポンプ場の整備） 河川事業（河川の改修）
流出の抑制	雨水流出抑制事業（雨水貯留施設の設置・雨水浸透施設の設置）
降雨時の対応	雨水緊急対策事業（広報・PR活動・警戒・緊急対応）

公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨（4年に1回の確率で想定される雨）に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨に引き上げ、以降10年確率降雨の対象区域拡大を図っている。

雨水幹線やポンプ場などの整備にあたっては、平成24年3月に策定した「仙台市下水道震災復興推進計画」に基づき、浸水被害が多発している地域や地震による地盤沈下で浸水被害のリスクが高まっている地域等における浸水対策の施設整備に取り組む。平成26年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積17,613haを基準として、33.5%（5,908ha）となっている。

近年全国的に、気候変動の影響と思われる計画水準を上回る大雨の頻度が増加傾向にあり、ハード整備による浸水対策だけでは十分な対応が困難であることから、平成25年6月に浸水想定区域図（内水ハザードマップ）を公表し、効果的で総合的な雨水対策のツールとして活用している。

この浸水想定区域図は、浸水可能性情報の可視化及び市民との情報共有を図り、自分の住んでいる場所などがどの程度浸水するおそれがあるのかを事前に把握することで、自助・共助の取り組みを促進し、被害の軽減を図るものである。

(1) 雨水排水施設整備の効率的な推進

公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨（4年に1回の確率で想定される雨）に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨（最大1時間降雨量52mm）に引き上げ、現在は全対象区域の計画整備水準を10年確率降雨としている。

雨水排水施設の整備にあたっては、浸水リスクが高い地区について優先的に進めるとともに、当面は20cm以上の浸水解消を目指し、段階的な施設整備を行うことで浸水リスクの早期低減を図る。

平成27年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積17,658haを基準として、34.0%（6,003ha）となっている。

<雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況>

地区	主 な 施 設	
	今後の整備計画	施工済（平成26年度末現在）
仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号，第3号，第4号，第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線（一部） 中野第1号，第2号，第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線（一部） 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号，第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場（一部） <u>西原雨水ポンプ場（一部）</u>
霞目	<ul style="list-style-type: none"> 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 荒井西1号雨水幹線 荒井東雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 沖野堀雨水幹線 神柵雨水幹線 荒井第1号（一部），第2号，第3号雨水幹線 今泉雨水ポンプ場 <u>第2霞目雨水幹線</u> <u>荒井西雨水幹線</u> <u>荒井西第1号雨水幹線</u>
中田	(略)	(略)
地区	主 な 施 設	
	今後の整備計画	施工済（平成26年度末現在）
愛子		(略)
長町	長町第1ポンプ場（一部）	<ul style="list-style-type: none"> 長町第1合流式雨水幹線および流入管 長町第1ポンプ場（一部） 長町第2雨水幹線
新田東		(略)
木町・通町		(略)

時点修正

上杉	(略)	(略)
原町東部	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・七郷堀雨水幹線* ・大江堀雨水幹線* ・円寿堂堀雨水幹線* ・鶴巻ポンプ場* ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園調整池* <u>[下線を削除]</u> ・日の出町公園調整池導水管(一部)*
四郎丸	(略)	
梅田川左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・福田町第3号雨水幹線 ・仙石排水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙石排水ポンプ場
仙台駅東口	<ul style="list-style-type: none"> ・榴岡第2雨水調整池 	<ul style="list-style-type: none"> ・榴岡第1雨水調整池 <u>[下線を削除]</u> ・榴岡雨水幹線(一部)
その他		(略)

・~~施行済欄の~~記述は、未供用の施設を示す。

・供用済施設のうち※印は、10年確率降雨対応未満の施設を示す。

(2) 雨水流出抑制対策の推進

雨水流出抑制事業は、雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより、浸水被害を防止し、健全な水循環の保全を図るものであり、市所管施設における取り組み、下水道事業による取り組み、民間に対する取り組み及び開発行為等に対する設置指導により進めている。

① 市所管施設における取り組み

平成13年6月に市所管施設を対象とした「仙台市雨水流出抑制実施要綱」を制定して取り組んでおり、対象施設・実施時期及び抑制量の目標は次のとおりとしている。

ア 対象施設と実施時期

対象施設	実施時期
市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施
浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施
浸水対策重点実施施設	

イ 抑制量の目標

敷地面積100平方メートルあたり0.5立方メートル

② 民間に対する取り組み

平成15年3月に「仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱」を制定し、浸水対策重点実施地区内において雨水浸透ますや貯留施設を設置した民間施設の管理者に対する補助金交付事業を平成15年9月より開始している。

③ 開発行為等に対する設置指導

開発行為等の事前協議において、開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として、貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は、開発区域面積1ha以上については貯留と浸透の併用とし、1ha未満については浸透を基本としている。

(3) 自助・共助の取組み、雨水施設の適切な管理

① 浸水想定区域図(内水ハザードマップ)の公表

近年全国的に、気候変動の影響と思われる計画水準を上回る大雨の頻度が増加傾向にあり、ハード整備による浸水対策だけでは十分な対応が困難であることから、平成25年6月に浸水想定区域図(内水ハザードマップ)を公表し、効果的で総合的な雨水対策のツールとして活用している。この浸水想定区域図は、浸水可能性情報の可視化及び市民との情報共有を図り、自分の住んでいる場所などがどの程度浸水するおそれがあるのかを事前に把握することで、自助・共助の取組みを促進し、被害の軽減を図るものである。

② 土のうの配布

平成27年6月から仙台市に居住の方(個人)に対し土のうを配布(希望者)し、浸水被害の軽減に活用していただく。

③ 止水板等設置工事費の補助

敷地や建物内に雨水が入らないようにするため、止水板等の施設を設置する建物所有者に対し補助金を交付する制度を平成28年4月より運用を開始した。

④ 浸水履歴の公表

日頃から浸水に対する危険性を認識し、これに備え、宅地の造成や家屋の新築の際に土地のかさ上げなどの自主的な浸水被害の軽減策の参考に活用していただくため、過去に浸水被害が発生した地区を地図上に表した浸水履歴を平成28年9月に公表した。

⑤ 雨水施設の適切な管理

道路や公園の管理者、さらには市民等と連携した雨水施設の維持管理に取り組むことにより、浸水被害の軽減に努める。

誤記の修正

表現の修正

仙台市下水道マスタープランの策定

<p>P123 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実 [危機管理室、消防局]</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急速報メールの整備 大規模災害発生時において、市が配信する避難情報勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ開始した実施している。</p> <p>(7) 仙台市災害時情報発信システムの整備 <u>防災行政用無線やインターネットなど伝達手段ごとだった発信作業を省力化し、市民や報道機関に素早く情報提供するため、避難勧告等を発信する複数の伝達手段を一元的に操作する「災害時情報発信システム」を整備する。</u></p>	<p>表現の統一 表現の修正 情報伝達手段の追加</p>
<p>P130 第2部 第2章 第6節 救急救護体制の整備</p>	<p>2. 医療救護体制の整備 [健康福祉局]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救護所の整備 災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。 今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や関係団体との協力体制の整備を図る。 ア 応急救護所 区役所及び総合支所に設置する。 イ 避難所内救護所</p>	<p>救護所の整理</p>
<p>P136 第2部 第2章 第8節 自主防災体制の整備</p>	<p>3. 仙台市地域防災リーダー (SBL) の養成支援 [危機管理室、市民局、健康福祉局、消防局]</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P141 第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備</p>	<p>2. 避難所運営体制の整備 [危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区]</p> <p>(1) 避難所運営の基本方針 ア～ウ (略) エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女の性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮する。</p> <p>(2) 市の体制整備 ア～ウ (略) エ 施設の安全性確認の支援の体制整備 (都市整備局) ① (略) ② 事前対策 a. 避難所等を開設する際に必要となる判定技術について、事前に施設管理者へ情報提供できるように、体制の整備に努める。専門知識がなくとも安全確認ができるよう、仙台市避難所運営マニュアル等を補完するものとして、「避難所等安全確認チェックシート」を作成し、各避難所等に保管していただけるよう施設管理者に配布した。</p>	<p>表現の修正 表現の修正</p>
<p>P146 第2部 第2章 第11節 災害時要援護者対策の推進</p>	<p>3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 [危機管理室、健康福祉局、子供未来局、各区]</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。 なお、水防法に定める要配慮者利用施設等については、避難準備情報・高齢者等避難開始が発令された場合に迅速に避難行動をとるための避難確保計画 (避難に関するマニュアル) の整備を併せて推進する。 ※ 「要配慮者利用施設」の定義については風水害等災害対策編第1部第2章第7節「災害情報の収集伝達計画」3.(4) 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達 (p.65) 参照 (資料編 6-2 「水防法第15条第1項第4号の施設の一覧」参照)</p>	<p>表現の修正 避難勧告等に関するガイドラインの修正 表現の修正</p>

P149
第 2 部
第 2 章
第 12 節 物資・資機
材等確保体制の充実

2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局]

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成 2829 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
調理不要食	163,570,215.670 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校
クラッカー類 クラッカー (153,160,116.550 食) ようかん (55,600,67,450 食) クリームサンドビス ケット (21,000 食)	229,760,205.000 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・セン ター
アルファ米	415,700,359.450 食	
アルファ粥	18,150,13,400 食	
飲料水	253,720,252,480 ℓ	
粉ミルク	304,000 g	区役所、総合支所

(2) 生活物資等の備蓄

平成 2728 年 11 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
情報収集用テレビ	194,195 台	市立小中高等学校等
テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校
毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等
大型扇風機	780 台	市立小中高等学校等
L P G 発 電 機	720,722 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
L E D 投 光 器	1,117,1,118 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
災害用簡易組立トイレ	858,959 基(うち洋式 479,575 基)	市立小中高等学校等
災害用携帯型簡易トイレ	約 130,000,149,600 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター
浄 水 機	7 基	区役所、総合支所
石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター

(3) 流通在庫備蓄

市が購入した衛生用品を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ備蓄する。

平成 2829 年 24 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
子供用紙おむつ	26,000 枚	民 間 倉 庫
大人用紙おむつ	4,000 枚	
生理用ナプキン	42,500 枚	
おしりふき	118,000 枚	
トイレットペーパー	13,500 巻	
軽失禁パッド	7,500 枚	

時点修正

<p>P154-155 第2部 第2章 第14節 建築物等の 安全化</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊により多くの命が奪われ、また、その後も平成16年10月に発生した新潟県中越地震などで同様の被害が見られた。本市では、平成18年1月の耐震改修促進法改正に併せ、平成20年4月に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成27年度末までに少なくとも9割とすることを目標とした「耐震改修促進計画」を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきた。東日本大震災においても建築物に相当数の被害があったが、耐震改修工事を実施した建築物については一定の効果が見られ、また、市民の防災に対する関心も高まっていることから、さらなる減災を目指し耐震化を促進していく。</p> <p><u>本市は、安全・安心な都市の実現を目指して、平成20年4月に「仙台市耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）」を策定し、建築物の耐震改修の促進を中心とする様々な支援や啓発等の取組みを行い、建築物の耐震化を推進してきた。平成23年の東日本大震災では、地震による建築物の倒壊は少なかったことから、これまでの耐震化を促進する取組みには一定の効果が見られたが、大地震への対策は全国的にも急務とされており、国は、平成25年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、耐震化率の目標の引き上げや不特定多数の者が利用する建築物の耐震診断の義務化等を行い、耐震化の一層の促進を図っている。</u></p> <p><u>本市は、これらの背景を踏まえるとともに、前計画の実績と課題を検証し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成32年度末までに少なくとも95%とすることを目標とした「仙台市耐震改修促進計画（平成28年度～平成32年度）」を平成28年4月に定め、地震に強い都市づくりに向けて、さらに耐震化を促進していく。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般建築物</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された耐震診断により、耐震性能不足が判明した建築物の所有者に対する耐震診断の実施と結果報告についての周知をはじめとして、や既存耐震不適格建築物に該当する建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の耐震化の啓発を図っていくとともに、改修計画の認定制度の普及に努める。</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>仙台市耐震改修促進計画(平成28年度～平成32年度)の策定</p> <p>表現の修正</p>
<p>P157 第2部 第2章 第14節 建築物等の 安全化</p>	<p>4. 高層建築物における長周期地震動対策〔都市整備局〕</p> <p>高層建築物においては、長周期地震動により大きな揺れが生じるため、国で現在検討中の技術的な基準に従って、所有者等に対し長周期地震動対策を講じるよう周知及び啓発に努める。</p>	<p>誤記の修正</p>
<p>P168 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を 支える体制の整備</p>	<p>4. 専門的支援活動をサポートする体制整備〔危機管理室、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、消防局、水道局〕</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 仙台市災害時消防支援協力員の体制充実 (消防局)</p> <p>大規模地震発生時に消防機関が行う業務の支援活動を行うことを目的に、登録を行った仙台市災害時消防支援協力員(仙台市消防職員OB)に対し、定期的に機器の取扱い等に関する研修を実施するなどして、体制の充実を図る。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P170 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の 推進</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発〔危機管理室、市民局、文化観光局、消防局〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 啓発の内容</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 情報伝達の方法(公衆電話、災害用伝言ダイヤル(171)、通信事業各社が提供する災害用伝言板等)</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P170 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の 推進</p>	<p>2. 共助を促進するための啓発〔危機管理室、市民局、経済局、消防局〕</p> <p>関係局・区は、地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するための啓発に努める。</p> <p>(1) 地域の様々な団体・組織等(町内会、自主防災組織など)への啓発</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 自主防災組織を活性化するための仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援</p> <p>エ (略)</p>	<p>表現の修正</p>

<p>P190 第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防</p>	<p>3. ガス施設 [ガス局]</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 広報活動 <u>通</u>平常時には、ガス局が発行配布する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、地震時後のガス使用禁止機器の確認や取扱いにおける注意点、マイコンメーターの復帰方法及びガス臭い場合の緊急連絡先の広報に努めるほか、緊急時には、報道機関に協力要請しこれらの内容のビデオ放送を行う。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>P191 第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防</p>	<p>5. 水道施設 [水道局]</p> <p>(1) 水道施設の耐震化 ア 基幹施設の耐震化 水道施設の中でも被災した場合の影響が大きい、浄水場や配水所などの基幹施設の耐震化を進める。 イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 水道施設の長期停電対策</u> 大規模災害などによる長期停電に備え、主要な水道施設における非常用自家発電装置の燃料タンク増設などの対策を進める。</p>	<p>表現の修正</p> <p>水道局中期経営計画（平成27～32年度）の反映</p>
<p>P192 第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防</p>	<p>2. 下水道施設 [建設局]</p> <p>下水道施設は水道、電気等の供給系ライフラインとは異なるが、受容系のライフラインとして市民生活を支える基幹的施設である。</p> <p>災害による下水道の機能低下・停止は、快適な都市生活を破壊し、直接市民に深刻な影響を及ぼす。また、未処理下水の溢水などで公共用水域に対する環境被害を発生させる。このような事態の発生を防ぐため、大地震による災害発生時や浸水被害発生時においても、衛生確保の観点から必要とされる下水道の機能を確保できる、災害に強い都市基盤の形成が求められている。</p> <p>本市は、「防災機能の向上」を図るため、次のような方策を講じる。</p> <p>(1) 下水道施設の耐震化</p> <p>ア 施設の耐震診断 「重要な幹線等」に位置づけられる下水道管、ポンプ場、浄化センター等の根幹的施設について、耐震診断を引き続き実施する。</p> <p>イ 施設の耐震能力の強化 新設する施設については、耐震基準に基づき、施設の重要度に応じた耐震性を備えたものにする。</p> <p>既設の施設については、耐震診断の結果を踏まえ、下水道施設の重要度・施設規模・地域特性等を考慮し、計画的に耐震補強対策を進める。</p> <p>ウ 下水道施設のネットワーク化などの検討 震災時における下水道施設の相互補完を目的として、バイパスルートの確保や処理施設間などのネットワーク化を検討する。</p> <p>エ 下水道情報システムの充実 システムの充実を図ることにより、被災時にはデータ化された各種情報を基に、災害復旧資料の早期作成や機能低下影響区域の迅速な判定及び応急対策の規模、優先順位の判定等に利用する。</p> <p>また、システムのデータについてはバックアップの遠隔地保管や複数セクションでの保管などにより、リスク分散化を図る。</p> <p>(2) 下水道施設の津波対策</p> <p>東日本大震災に伴う津波によって、沿岸部に立地する下水道施設は、設備の水没や流出、処理槽や水路へのがれきの流入などにより機能停止に陥り、また、復旧にも長期間を要する甚大な被害を受けた。</p> <p>この経験を踏まえ、人命の保護と下水道機能の維持を目的に、津波に対する減災対策を講じる。</p> <p>ア 人命の保護 南蒲生浄化センターは広大な敷地を有することから既存の管理棟や新設する水処理施設のポンプ棟や避難塔など、東日本大震災に伴う津波の高さより高い建屋を津波から逃げるための避難拠点とする。</p> <p>また、沿岸部にある下水道施設について、職員や作業員に加え、近隣にいる市民などの避難施設としての活用を検討する。</p> <p>イ 施設の津波対策の強化 東日本大震災に伴う津波の高さを基準として、施設の更新や新設に併せ、建屋の開口部をできるだけ閉塞する（設けない）、防水性の高い扉にする、施設を嵩上げするなど津波への防災機</p>	<p>仙台市下水道マスタープランの策定</p>

能を強化する。

東日本大震災では既に耐震化された施設に地震被害がなく、地震対策の効果が認められた一方で、災害発災時における被害施設の機能確保や早期復旧のための取組み、津波対策の必要性が認識された。そのため、今後の地震・津波対策においては、防災と減災を組み合わせた総合的な対策を進めることとする。

(1) 総合的な地震対策の実施

・重要な幹線等、浄化センター、ポンプ場については、平成 26 年度に改訂された「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014(公益社団法人 日本下水道協会)」に基づき耐震化を進める。

・下水道施設の相互補完を目的に、バイパス化、ネットワーク化の検討を行うとともに、燃料や資機材の確保といった減災対策にも取り組む。

(2) 津波対策の実施

・都道府県知事が設定・公表する「津波浸水想定」を踏まえ、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014」に基づき検討、対策を行う。